

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年8月まで

昭和55年に国民年金保険料を特例納付したが、平成12年3月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金の特例納付をした期間との重複が判明し、重複期間の保険料は還付された。

これは、社会保険事務所において適切な説明がされず、厚生年金保険被保険者記録の確認を怠ったことが原因である。20年以上も後になって単に還付するのでなく、重複して特例納付した期間を本来納付済みとされるべきであった申立期間の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記録については、平成12年3月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、重複期間は国民年金の強制被保険者期間として記録され、その一部は第3回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、本来国民年金に加入できない厚生年金保険被保険者期間であると判明したため、重複期間の保険料は同年5月に還付されている。

しかしながら、申立人は、第3回特例納付において、昭和55年に、36年4月から40年8月まで、53か月分の保険料を納付した記録となっているものの、当該期間のうち、37年12月から39年3月までの期間及び同年5月から40年8月までの期間（32か月）は、厚生年金保険被保険者期間であり、特例納付の対象期間ではなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった他の未納期間について納付したものと考えるのが相当である。また、申立人の41年1月から同年3月までの保険料は納付済みとなっているが、これは厚生年金保険との重複期間のうち、40年6月から同年8月までの特例

納付保険料を充当したものとみられることから、重複して納付した 32 か月分のうち、残りの 29 か月分について、申立期間の保険料納付があったものとして記録訂正する必要が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から同年3月まで
母親に、老後、自分の年金が無いと困るからきちんと支払うよう教えられていたので、国民年金保険料はきちんと支払ってきたと思っていた。60歳直前に社会保険事務所で申立期間が未納だと指摘されたが、3か月だけがなぜ未納となっているのか疑問である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和44年1月に国民年金に加入して以来、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険との切替えも適切に行っており、年金に関する意識が高かったものと認められる。

また、申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和46年6月までの保険料を同町で納付していることが確認でき、同年5月にC町（昭和47年8月にD市に編入）に転入後に同年7月以降の保険料を引き続き納付していることから、申立期間だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和46年5月にA町からC町に転居しているが、社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳が転居先の管轄社会保険事務所へ移管されたのは、転居後1年5か月も経過した後で、申立期間後の47年10月となっている。このことから、46年7月から47年7月までのC町における納付記録は、47年8月に編入後のD市に引き継がれたこととなり、一方、申立人の被保険者台帳が47年10月に転居先の社会保険事務所へ移管されるまでの期間の納付記録は、仮台帳に記録され、移管後に転記されたものとみられ、行政の記録管理に瑕疵の可能性が推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年3月まで

夫は、病院を開業するため、昭和56年2月に、それまで勤めていた病院を退職した。その際、夫は、国民健康保険及び国民年金の資格を取得し保険料を納付していたのに、国民年金の加入記録が無いことに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が行った、昭和56年分所得税確定申告書の「社会保険料控除」欄には、「国民年金 27,000円」と記載されている。これは、昭和56年度の国民年金保険料月額である4,500円の6か月分の金額であり、開業当初で多忙な申立人が、病院が厚生年金保険の新規適用となった時期（昭和56年4月1日）に合わせて、56年4月から同年9月までの半年分の国民年金保険料を56年中に納付したものと考えられる。また、56年の申告額に含まれない期間のうち、56年10月から同年12月までの分については、納付期限が57年1月末であることから、57年になってから納付した可能性がうかがわれるが、56年2月及び同年3月分については、55年度の保険料月額に基づいて確定申告書の控除額を検証すると、金額が一致することはない上、さかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、納付したものと認め難い。

一方、確定申告書の存しない昭和57年以降の申立期間について、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、確定申告書において控除の対象となっている期間と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

さらに、申立期間は記録上、国民年金に未加入となっているが、申立人が共済組合を脱退した昭和 53 年 3 月ごろは、通算退職年金の原資を残して退職一時金を受給していた時期であり、共済組合を脱退した直後に加入した厚生年金保険の加入期間と合わせても年金受給資格期間に満たない申立人が、年金受給資格期間を満たすために厚生年金保険の資格喪失後に国民年金に加入することは自然である。

なお、申立人が厚生年金保険の資格喪失後に開業した病院は、厚生年金保険の適用事業所となっていることや申立人の妻の「開業当時に、夫が、「今度は国民年金だから。」と言っていた。」との供述から、その事業主である申立人は、自分が厚生年金保険の被保険者となり得ず、国民年金の強制加入被保険者であることを認識していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

平成14年4月にA社に入社して正規社員となったが、社会保険料は控除されていても、健康保険証は交付されず、入社時に提出した年金手帳も返してもらえなかった。

4月分からの給与明細では、厚生年金保険料や健康保険料が控除されているのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所が保管する平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚の供述から、申立人が平成14年2月から同年6月までの期間について、申立ての事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管する平成14年2月分から同年4月分までの給与支給明細書により、同年2月分及び同年3月分については、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できるが、同年4月分については健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、給与支給明細書及び申立ての事業所が保管する平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、所得税の算定の基となっている支給金額を検証したところ、14年4月から同年6月までの期間について、給与から健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料を控除した後の支給金額で所得税

額が算定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立ての事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は平成14年4月1日、喪失日は同年7月1日と認めることができ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額及び給与支給額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険庁のオンライン記録には、申立人の被保険者としての記録が無い上、事業主は申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の得喪届は行っていなかったとしており、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年4月から同年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月8日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、実際の支給額は月額約45万円で、この支給額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間において、44万円と記録されており、当時の代表取締役が保管している賃金台帳から、44万円を基に算定した保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成14年10月8日より後の同年10月21日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の申立期間の標準報酬月額は、44万円から9万8,000円に引き下げられている。

また、申立期間当時、申立人は、A社において取締役の立場であったが、当時の同僚は、「申立人は工場での作業をしており、朝から晩までよく働いていた。取締役であったことは知らないが、工場長のような存在だった。事務所で仕事はしていなかった。」と証言している上、当時の代表取締役も、「申立人は名前だけの取締役であり、標準報酬月額を引き下げられたことを知らなかったと思う。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった、又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月10日から同年12月1日まで

入社から定年退職まで一貫してA社の関連会社で勤務し、申立期間当時は、B社に籍を置き、新設のC社の市場調査等のため、昭和34年にD市に赴任した。同市内で転居し、同社のD営業所の建物の2階に住んでいたこともあった。

申立期間の直前までは厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間当時から引き続きB社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているはずはなく、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所（所在地：E市）は、申立期間当時の申立人に係る社員台帳等の書類が残存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明であるとしているが、申立人が所有している3種類の永年勤務継続の表彰状や元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していることが認められる。

また、申立人は、昭和33年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立事業所に在籍しながら、新設のC社の市場調査等のため、34年7月にD市に転居していることが確認でき、さらに、36年6月28日にD市内のC社の事務所の2階に転居し、申立期間を含めて居住していたことが確認できる。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日であり、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和36年12月1日に、同事業所において、被保険者

資格を取得している同僚二人も同年夏ごろには既にD市に転居したとしている上、厚生年金保険料の控除についても継続して控除されていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は申立事業所に在籍し、継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の昭和36年8月の社会保険庁のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の社員台帳等の関連資料が無いため、確認できず不明であるとしている。しかし、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、昭和36年9月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所には、申立人に係る昭和36年9月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月26日から40年6月15日まで

私は、昭和34年8月にA社(株)(現在は、B社(株))に入社し、同社C支社への出向を経て、A社系列D社(株)、さらにA社系列E社(株)に勤務した後、46年3月16日付けで退職した。この間、一貫してA社の系列企業に正社員として勤務しており、継続して厚生年金保険に加入していたはずである。

しかし、A社C支社に出向し、D社(株)に勤務していた途中までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するF社(株)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日の者が昭和39年11月16日付けで同社において被保険者資格を取得し、40年6月1日付けで資格を喪失した記録が確認できたことから、申立人は、当該期間に同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、F社(株)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を56年5月1日に訂正し、48年12月の標準報酬月額を11万8,000円、56年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
② 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和33年3月12日に入社して平成11年3月末に退職するまで、子会社への出向を繰り返しながら、継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社から同社の子会社であるB社に出向したとき、及びA社に復帰したときに厚生年金保険の被保険者記録に空白期間が生じている。

子会社への出向及び親会社への復帰に当たり、勤務に空白期間は無かったので、申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された在籍証明により、申立人が同社及びその子会社であるB社に継続して勤務（昭和49年1月1日にA社からB社に出向し、56年5月1日にA社に復帰）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年11月及び56年3月の社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①については11万8,000円とし、申立期間②については36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は誤って記録どおりの届出をしたことを認めていることから、事業主が昭和48年12月31日及び56年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る48年12月及び56年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、申立人が復員した昭和20年10月10日であると認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から同年12月1日まで

私は、高校を卒業後、A社に入社し、途中、陸軍に召集されたが、終戦後復員してから再び同事業所に昭和21年3月1日まで勤務した。しかし、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B県が発行する軍歴証明書により昭和19年4月30日に陸軍に召集され、20年10月10日に復員したことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和 20 年 10 月 10 日とすることが妥当である。

また、昭和 20 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、20 年 7 月の社会保険事務所の記録から、100 円とすることが妥当である。

一方、申立人が復員した後の期間については、申立人の申立事業所における勤務実態が確認できないことから、給与を支給されていたとは考え難く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 26 日から 41 年 10 月 27 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 27 日から 42 年 7 月 26 日まで

この度の年金問題が起こる 2 年ほど前に、A 社等 3 事業所に勤務していた期間については一時金で支払われている記録となっていることを知り、社会保険事務所に外向いたが、分からず諦めていた。

それから年金問題が起こり、社会保険事務所から再度詳しく調べますとの連絡があったので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

請求期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 9 か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日の前後 5 年間に資格取得している女性被保険者（脱退手当金の支給要件を満たす者）16 人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 2 人と少なく、かつ、当該事業所及び当時の社会保険事務担当者は、「脱退手当金の代理請求は行っていない。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、請求期間の最終事業所で脱退手当金の支給記録がある申立人以外の被保険者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者原票にはその表示が無く、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日の前後 5 年間に資格取得している女性被保険者（脱退手当金の支給要件を満たす者）16 人のうち、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から55年12月まで

私は、当時住んでいた団地の町内会の人が集金に来て国民年金の保険料を払っていたのに、申立期間の記録が全く無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月にA市に転入し、45年10月から63年1月まで申立人の言う同市内の団地に居住していることが確認でき、同市における申立人の国民年金被保険者名簿（電算記録）及び社会保険庁のオンライン記録には、36年4月1日に国民年金の資格を取得し、46年4月1日に資格を喪失した後、58年10月5日に資格を再度取得していることが記録されていることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、同市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立期間前後の国民年金の加入期間はいずれも同一の国民年金手帳記号番号で記録されており、申立人が申立期間に加入していたのであれば、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出管理簿の確認調査及び氏名の別読検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡、事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶があいまいであり、ほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年9月まで

A市の実家にいたころ、A市役所に電話で国民年金保険料の未納について尋ねたところ、職員に住所・氏名・基礎年金番号を聞かれ、後日、納付書が送られてきた。

一度に十数万円も支払うことが不安だったので、近所に住む伯母に相談したところ、伯母に「私が全部払ってあげるから早く行きなさい。」と言われ、伯母と一緒に市役所本館の西側のプレハブのような2階建ての建物に行き、1階の窓口で伯母が保険料を支払ってくれた。

その際、窓口の職員に支払期限内ですかと尋ねたら、「ぎりぎり大丈夫です。」と言われたことを覚えている。

インターネットで国民年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納となっているので調べてほしい。

第3 委員会判断の理由

A市は「当市の国民年金の窓口は、申立期間当時から市役所本館の1階であり、西棟では国民年金の受付事務は行っていないが、当時、B社会保険事務所が西棟2階の会議室で、時々年金相談や集合徴収をしていた。」と説明しており、申立での納付場所は社会保険事務所の臨時窓口とみられる。

また、申立人の「送られてきた納付書は年単位のもの、月単位のもの、混じっていた。」との供述どおりであれば、その納付書は過年度分用と現年度分用とみられるが、申立期間当時の保険料の納付先は、過年度分が社会保険事務所、現年度分が市役所であることから、原則として過年度分用と現年度分用の納付書と一緒に送付されることはなく、仮に送付されたとしても、いずれの役所の窓口でも過年度分と現年度分を一括で納付することはできない。

さらに、申立人のいう窓口の職員が市職員であれば、「ぎりぎり大丈夫」の意味は現年度納付の期限（翌年度4月）とみられるものの、申立期間の18か月分を一度に納付することができるのは、平成7年度の12か月分と8年度上期分を同時に納付できる平成8年4月だけであるが、申立人は「前納はしていない。」としている上、その時点では基礎年金番号は導入されていない。一方、窓口の職員が社会保険事務所職員であれば、「ぎりぎり大丈夫」の意味は過年度納付の時効（2年）とみられるものの、申立期間の18か月分を一度に納付することができるのは、平成9年4月だけであるが、申立人は「納付した時期は夏だったと思う。」としており、いずれの状況とも合致しない。

加えて、申立人の伯母は「いつだったか覚えていないが、一度、申立人の国民年金の保険料のことで、申立人と一緒にA市役所の本館1階の年金窓口に行ったことがある。保険料は申立人が納付したので、どんな納付書だったか覚えていない。」と供述しており、申立内容と合致しない。

このほか、申立人は「未納保険料をまとめて納付したのは、この時だけ。」と供述しているが、申立人の納付記録をみると、平成6年12月から7年3月までの4か月分を7年3月に、16年7月から18年3月までの18か月分を17年12月に3回に分けて納付した記録があり、これらの納付の記憶との混同の可能性も考えられ、申立人の保険料の納付時期や納付金額などに係る記憶はあいまいであり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

昭和60年8月20日に会社を退職後、医療事務の資格を取るため、半年間、専門学校へ通い、61年の後半から医院に勤務し始めたが、当医院は国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険には加入していなかったため、父親が国民年金にさかのぼって加入手続をした。

その後、保険料の請求がまとめて来たので、大金を支払ったのを母親が記憶しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

まじめで几帳面な父親は、国民年金の加入手続や保険料を納付した記録をノートに書いて管理していたが、父親は平成10年に死亡し、ノートは見当たらない。

また、納付済みだった昭和63年6月及び同年7月の国民年金保険料が、厚生年金保険の加入により、未納期間とされていた61年10月及び11月に充当され、納付済みとされているが、この期間の保険料も父が納めたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっているため、当時の状況を聴取することはできず、申立人及びその母親と姉に聴取しても、国民年金の加入手続や保険料の納付はすべて父親が行っていたとし、納付したとする保険料額、納付回数などは不明であり、具体的な供述は得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の被保険者の資格取得日から、昭和62年2月ごろと推

測でき、保険料の納付状況をもみても、61年4月から同年9月までの期間は過年度納付、昭和62年度は現年度納付されていることが確認できることから、保険料の請求がまとめて来て大金を支払ったとの申立人の母親の記憶は、納付済みとなっている61年4月から同年9月までの期間の保険料を62年5月以降に一括納付した時期のものと推測することができる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立期間当時は厚生年金保険に加入しており、昭和62年9月1日に国民年金に加入しているが、それ以前の会社を退職した56年1月31日から再就職した59年7月21日までの期間については、国民年金の強制加入被保険者に該当する期間とみられるが、国民年金は未加入となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和63年6月及び同年7月の保険料については、同期間が厚生年金保険加入期間であることから、同年11月9日に61年10月及び同年11月の未納期間に充当されるとともに、63年12月22日に残金は還付されており、市の国民年金被保険者名簿にも、同年11月21日に国民年金保険料還付金請求書が受け付けられていることが記録されており、このほかに、61年10月及び同年11月の保険料も申立人の父親が納付していたとする主張を裏付ける関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年4月まで

私は、会社を辞めたら必ずすぐに役所に行って、国民健康保険と国民年金の申請を行っていた。私の子供が病気で健康保険が使えないことがあつてはならないから、切替申請はきちんとしていたので、申立期間の記録が無いとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の資格取得者の取得日から、昭和62年3月11日に申立人が申立期間以後に加入した厚生年金保険の資格を喪失した直後に払い出されていると推測できるとともに、申立人が現在所持する2冊の再発行の年金手帳（昭和54年及び平成6年発行）に記載された国民年金の資格取得日はいずれも同年3月11日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間後の国民年金の加入期間はいずれも同一の国民年金手帳記号番号で記録されており、申立人が申立期間に加入していたのであれば、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立期間及び資格取得日における申立人の住所地に異動は無く、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の確認調査及び氏名の別読検索を行っても、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡、事情等は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続に係る記憶、納付場所及び納付金額に関する記憶もあいまいであり、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

既に両親は亡くなっており、当事者として証言する者はいないが、私の記憶では、父が年金について随分やかましく言っていたので、私が家業に専念するようになった昭和36年4月から国民年金に加入していたはずである。

少なくとも、昭和37年4月までには確実に加入していたと思うので38年7月から加入したという記録は間違いである。再度、調査のやり直しと正確な年月日の復活をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和40年9月ごろに払い出されていることが推認できることから、この時点では、時効により38年6月分以前の保険料は納付できず、保険料の時効直前で納付可能な38年7月分以降を納付するため、資格取得日を38年7月1日としたと考えるのが自然であり、納付記録をみても、38年7月から40年3月までの保険料は過年度納付され、40年4月から同年9月までの保険料は同年9月27日に納付されていることが確認できる。

また、申立人の2歳下の弟についても、社会保険庁のオンライン記録により、国民年金の資格取得日が昭和38年7月1日であり、国民年金手帳記号番号は40年9月ごろに払い出されていることが推認できるとともに、38年7月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の父は、申立人及びその弟について、同時期に国民年金の加入手続きを行い、同一年月日を資格取得日としたものと考えられる。

さらに、申立期間に国民年金に加入しているのであれば、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立人の申立期間前後の

住所地に異動は無く、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする父は、昭和47年に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年2月までの期間、14年4月及び15年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月から11年2月まで
② 平成14年4月
③ 平成15年7月から同年9月まで

私は、平成10年9月ごろに病院に入院し、それから間もなく母親が病院内の医療相談室で国民年金保険料の申請免除制度の話聞き、すぐにA市B区役所において免除申請手続きをしてくれた。その後も平成16年ごろまでは、母親が免除申請をしてくれていた。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間が国民年金保険料の全額免除期間ではなく、未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年9月ごろに病院に入院し、それから間もなく申立人の母親が国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれたと申し立てているが、申立人の母親は、勤めていた会社を退職（平成11年2月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失）した後に区役所で申立人の保険料免除の申請手続きをしたとしており、その時期は4月ごろであったと思うとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録をみると、平成11年4月5日に同年3月から12年3月までの保険料について、免除申請が行われていることが確認でき、申立人の母親の申請時期に関する記憶と符合することから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料の免除申請を最初に行った時期は11年4月5日であると考えられる。

さらに、平成16年度以前は、保険料の免除は申請日の属する月の前の月までしか認められなかったことから、申立期間①の保険料については免除申請が

できなかつたものと考えられる。

申立期間②及び③については、社会保険庁のオンライン記録によると、平成14年6月21日に申立期間②の直後の同年5月から15年6月までの保険料の免除申請が行われ、15年11月6日に申立期間③の直後の同年10月から16年6月までの保険料の免除申請が行われていることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料については、申請が遅れたために免除が認められなかつたものと推認できる。

加えて、申立人は、国民年金保険料の免除申請手続は母親が行ってくれたとしており、申立人自身は直接関与していない上に、代わって申請したとしている母親は、平成14、15年ごろの申請時期についての記憶があいまいであり、申立期間②及び③の保険料免除の申請をめぐる具体的事情は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年8月までの期間及び59年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年1月から同年8月まで
②昭和59年9月から61年3月まで

私は、昭和58年1月にA社を退職し、その後に勤めたB社も59年9月に退職したが、退職の都度、C市役所に出向き、国民年金への加入手続を行った。また、59年11月にD市に転居した際にはD市役所に出向き、住民異動届と併せて国民健康保険と国民年金の手続を行った。

手続後、市役所から通知された納付書に基づき毎月、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C市(申立人が昭和59年11月まで居住)が保管している申立人の国民年金被保険者カードによると、昭和56年8月3日に資格を喪失して以降、資格を取得している記録は無く、納付記録も同年7月まで納付済みで、以後納付記録は無い上、D市(昭和59年11月転入)が保管している申立人の国民年金被保険者台帳(昭和61年3月31日現在の資格取得・喪失状況)では、51年5月21日取得(強制)、56年8月3日喪失となっており、以後61年4月1日に第3号被保険者となるまでは加入記録は無いことから、申立期間①及び②は未加入期間とみられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が所持している2冊の年金手帳の記録をみると、i)平成3年9月3日再発行の年金手帳における国民年金の記録では、昭和56年8月3日に第1号被保険者(強制加入者)の資格喪失後、61年4月1日に第3号A被

保険者（厚生年金保険加入者の被扶養配偶者）の資格取得となっており、申立期間①及び②についての資格取得・喪失の記載は無く、未加入期間となっている上、ii) 申立期間当時所持していたとみられる年金手帳では、国民年金の記号番号や資格取得・喪失等の記録が記載されていない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について記憶が明確でなく、国民年金の保険料も申立期間①は 6,000 円から 8,000 円程度で、申立期間②は 8,300 円程度としているが、当時の保険料とは相違している。

加えて、申立人は、D市の納付書の様式について、納付時に納付書から領収の日付印を押した領収書を切り離して受け取っていたとしているところ、申立当時のD市の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の様式は、月ごとに保険料を納付した日付を押印する枠が連続して設けられている1枚の証書で、納付の都度、領収書を切り離す方式ではなく、申立人の主張と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

亡き父が、「大学を卒業した昭和 62 年から国民年金の加入手続をしておいた。最初は半年分を一括して支払った。」と言っていたこと覚えており、結婚して第 3 号被保険者となるまでも、父が国民年金保険料を支払っていた。

領収書は残っていないが、半年分を一括して支払ったのだから、加入した昭和 62 年 4 月から同年 9 月が未納になっていることはありえない。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金手帳払出簿では、申立人の国民年金手帳は平成元年 9 月 18 日に発行されていることから、申立人の加入手続は、同年 9 月ごろに行われたものと推認でき、加入手続の時点では、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は過年度納付されており、社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿では、申立人の国民年金手帳記号番号に係る事務処理が平成元年 10 月に行われていることが確認できることから、申立人の過年度保険料の納付書は昭和 62 年 10 月分から発行され、62 年 9 月までの保険料は納付することができなかったものとみられる。

さらに、A 市では、申立人の父が加入手続をしたとする昭和 62 年 9 月前後の期間（昭和 62 年 8 月 5 日から同年 10 月 31 日まで）に払い出された国民年金手帳記号番号の中に、申立人の名前は見当たらないとしているなど別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与してお

らず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父も死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、申立人の母からも具体的な供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円という低い金額になっていることが分かった。申立期間当時は月額 60 万円から 70 万円の報酬があり、社会保険料もきちんと支払っていたのに、標準報酬月額が引き下げられていることは許せない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 8 月 31 日より後の日付である同年 10 月 1 日に、7 年 9 月から 9 年 7 月までの標準報酬月額を 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、同社の商業登記簿謄本により、申立人は、平成 8 年 3 月に同社の唯一の取締役就任していることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について関与を否定しているが、社会保険事務所が保管していた同社に係る滞納処分票の事跡の記録によれば、同社では、平成 7 年 6 月以降において厚生年金保険料の滞納が発生しており、滞納保険料の取扱いについて同社の事業主が 8 年 12 月から 9 年 9 月の間に延べ 4 回にわたり社会保険事務所の担当者と面談していることが確認できる。

さらに、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、全く知らなかったということは考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

加えて、同社の申立期間に在籍した従業員 4 人については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 8 月 31 日より 5 か月前の同年 4 月 2

日までには厚生年金保険の資格を喪失していることから、申立人以外に当時の状況を知り得る者はいない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月1日から27年1月6日まで
② 昭和27年3月1日から28年10月30日まで
③ 昭和29年8月5日から30年8月30日まで

私は、申立期間の最終事業所を退職した際、最後の給料を会社から手渡されたが、退職金はもらっていないし、脱退手当金の説明も受けていない。

その後、昭和43年1月に勤務していた会社を退職する際、会社から脱退手当金の説明を受けて、初めて脱退手当金の制度を知った。

当時の記憶は定かではないが、最終事業所を退職後も働く意思はあったし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年12月24日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月2日から31年6月16日まで

私は、申立期間当時、A市にあったB軍労務部本部に勤務していた。職場は、昔、海軍の映画館があった所の大広場で、男女70人ぐらいの者が軍服や軍人用の平服を縫う作業をしていた。

B軍が引き揚げるまで、朝8時から夕方5時まで働いたのに、受け取っていない脱退手当金が支給済みということで、申立期間の年金がもらえないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している事業所別厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が記載されているページと前後2ページに記載されている女性退職者で厚生年金保険の被保険者資格喪失日が申立人の被保険者資格喪失時の前後2年以内の者で脱退手当金の受給要件を満たす者4人のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた3人全員の被保険者資格喪失日（昭和31年6月16日）及び脱退手当金の支給決定日（31年8月10日）は、申立人と同日となっている。また、申立人を含め4人全員が、被保険者資格喪失日から約2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 38 年 8 月 23 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 10 月 21 日まで

私は、中学卒業後、双子の姉とともにA社及びB社で働いたが、その姉の婚姻が決まりB社を退職することになったので、昭和40年10月に私も姉と一緒に退職した。

当時、私は婚姻する予定は無く、B社退職後もすぐに再就職しようと考えていたし、脱退手当金という制度すら知らなかったので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「40 脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月27日に支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、B社を退職後、厚生年金保険の適用がある会社へすぐに再就職するつもりだったとしており、同社の退職から約6か月後の昭和41年4月に再就職していることが確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間である二つの事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後に再就職した事業所での被保険者期間については別番号となっているのは、申立期間後に、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人とその双子の姉は、申立期間である二つの事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日が同日であり、その姉が所有して

いる厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」表示がある。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 10 月 31 日まで

私は、申立事業所に昭和 51 年 4 月に入社し、3か月の研修期間を経て正社員になり、平成 16 年 3 月まで勤務したが、正社員となった昭和 51 年 7 月から 53 年 10 月までは厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する事業所索引簿に記載されている申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日、及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日は、共に申立期間後の昭和 53 年 11 月 1 日である上、申立事業所における従業員等の厚生年金保険の加入状況をみると、その資格取得日の最初は昭和 53 年 11 月 1 日であり、同様の記録の者が申立人を含めて 12 人確認できる。

なお、この 12 人のうち、直前に国民年金に加入していた者が 7 人おり、このうち 6 人は、国民年金の資格喪失日が申立事業所での厚生年金保険の資格取得日である昭和 53 年 11 月 1 日となっている。

また、元同僚は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 53 年 11 月 1 日以前は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと供述している。

さらに、申立事業所は、既に適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は処分されている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、供述を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年3月7日から40年8月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、昭和41年1月10日から同年4月21日までの期間及び同年7月1日から42年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年3月7日から40年8月1日まで
② 昭和41年1月10日から同年4月21日まで
③ 昭和41年7月1日から42年4月1日まで

私は、昭和35年3月7日から40年7月31日までA社に勤務した。社会保険庁の記録によると、同社での厚生年金保険の加入期間について、40年10月25日に脱退手当金を受給したことになるが、私は平成13年8月までそのような制度があることは知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間①が未加入期間とされていることは、納得できない。

私は、B社Cサービス工場（以下「Cサービス工場」という。）に昭和41年1月10日に入社し、42年3月末まで勤務していた。入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では、申立期間②及び③が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、次に勤務した事業所に係る台帳記号番号と異なっていることから、脱退手当金を受給したために別番号の払出しが行われたものと推認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立人は、Cサービス工場に昭和41年1月10日から42年3月末まで勤務したと申し立てているが、雇用保険の被保険者記録を見ると、事業所名は不明であるものの、同事業所と推測できる事業所において41年4月21日に被保険者資格を取得し、同年6月30日に離職した記録が確認でき、当該記録は社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致する。

また、申立人が勤務していたと主張するCサービス工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年4月1日であり、申立期間②及び③は適用事業所となっておらず、申立人の41年4月21日から同年7月1日までの期間に係る被保険者記録は、B社Dサービス工場（以下「Dサービス工場」という。）（昭和41年4月1日新規適用）におけるものとなっている。

さらに、Cサービス工場が適用事業所となった日と同日に同事業所で被保険者資格を取得している者の記録を見ると、26人がB社E本社（以下「本社」という。）で資格を取得し、昭和41年4月1日付けで本社での資格を喪失するとともにDサービス工場で資格を取得し、42年4月1日付けでDサービス工場での資格を喪失するとともにCサービス工場で資格を取得している。

以上の事情から、B社では、Cサービス工場に勤務していた者について、昭和41年4月1日までは本社で、同日以降42年4月1日まではDサービス工場で資格を取得させる取扱いをしていたものと推認できる。そこで、申立期間②及び③に、本社及びDサービス工場において被保険者記録のある同僚二人から聴取したが、申立人を記憶しておらず、このほか申立人が申立期間②及び③において同事業所に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、本社及びDサービス工場に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。